

設問 20

アンケート回答者の立場と保/消のクロス表

			保/消		合計
			保健所	消費者センター	
アンケート 回答者の 立場	所長	度数	1	9	10
		保/消の%	.2%	5.2%	1.3%
	広報担当者	度数		12	12
		保/消の%		6.9%	1.6%
	市民窓口の担当者	度数	3	74	77
		保/消の%	.5%	42.8%	10.1%
	食品一般の専門家	度数	3	5	8
		保/消の%	.5%	2.9%	1.1%
	食品衛生の担当者	度数	569	1	570
		保/消の%	96.9%	.6%	75.0%
	その他	度数	11	72	83
		保/消の%	1.9%	41.6%	10.9%
	合計	度数	587	173	760
		保/消の%	100.0%	100.0%	100.0%

付属資料3. 厚生労働省への要望等（設問21への回答）

設問21への回答すべてを項目別に整理し、以下に示す（一部、重複あり）。すべて原文のまま。

情報提供に関するもの

6. マスコミに対して多くの（専門部署としてあまり必要性を感じないものも含めて）情報を提供すること。

マスコミに対して（消費者に対する説明と同様な内容とのコメントを付けて）わかりやすく説明すること

マスコミに対して出来るだけ早く、こまめに数多くの記者発表をすること、その際同時にホームページにも同じ情報（記者会見における質疑応答を含めて）をのせること

等を希望いたします。（保）

52. 遺伝子組換え食品についてのわかりやすいパンフレットは、何種類かあるのですが、日本のどこで、何という企業ないしは研究所が、どんな研究をしているのか 教えてもらうことはできますか。（消）

79. 輸入検疫時の検査項目等の状況が、わかるとよい。（保）

83. 遺伝子組換え食品について、安全性に関する情報及び諸外国の情報を消費者に理解されるよう積極的に情報公開されたい（パンフレット等の作成を含む）。

（保）

94. EU vs USA の印象が強いように思われるこの問題に対し、アメリカの情報は比較的好く入っているが EU の状況がわかりにくい。情報を選択せずに流してほしい。（保）

101. 情報の遅さ、特に業界の方が早く担当者があわてることが多い。

また、情報についての専門家がいいため十分な理解を得られないことが多い。

(保)

109. 厚生労働省と直接の遣り取りをすることはないが、

- ① 情報提供が遅いような気がする。
- ② 厚生労働省の考え方が曖昧の場合がある

以上について改善をお願いしたい。(保)

125. 私共は、食品衛生監視員として、一般区民はもちろん食品関係業者（製造者、販売者、食品包装資材製造者等）に直接対応している。特に業者は、食品に関するマスコミの報道にも敏感であり、ともすると、行政より以前に情報を入手している場合もある。是非、迅速かつ正確な情報の提供を要望する。

また、一般区民に対しては、科学的見地にたった上で、平易な言葉での説明が必要となる。詳しい資料の請求先などの提供を望む。(保)

134. 厚生労働省の一般消費者向けの資料は少ない。啓発資料の充実を望む。(なし)

176. 安全性についての情報提供をしていただきたい。

・消費者団体（会員 350 名）、消費者センター（30 名）への啓発は可能である。年 3 回全市民世帯に“生活情報よっかいち”を配布しており、判りやすい啓発情報を提供も可能です。(消)

182. バイオテクノロジーの技術は日々進歩しているので、とにかく、早く、正確な情報（とくに承認、削除、申請中など）を提供してほしい。(なし)

200. 1. ホームページの活用

マスコミ経由でなく、直接ホームページから情報収集できるように願いたい。

また、その内容についての充実と、スピード化（更新）に努めてほしい。

(保)

202. 一般消費者、国民にもっとわかりやすい情報をながしたらよいのではないか。  
(保)
206. 今後とも正確、的確、迅速な情報公開、提供を行ってほしい。(保)
262. 当所が管轄する松戸市は、東京都に隣接した都市部にあり、住民の食品衛生に対する関心は非常に高い。現在までのところ遺伝子組換え食品に関する苦情や相談は寄せられていないが、今後、本件による事件や問題提起が報道機関等によりなされると、一気に関心が高まることが想定され、その際の対応策を日頃から準備しておく必要があると思料される。  
従って、担当者に対する研修の機会を設けることや、情報提供のための資料、対応マニュアル等を全国同一レベルで整備しておく必要があるのではないか。  
また、検査機関に関する情報も必要である。(保)
269. もっと消費者、国民に 審査方法、審査経過、結果をわかりやすく公表すべきである。(保)
301. 1. 昨年2月に輸入されたトウモロコシにスターリンクが混入されていたが、米国ではスターリンク・コーンは、殺虫性のタンパク質により、人にアレルギーを引き起こす危険性が指摘され、自主回収された、(飼料用のみ認められた)と報告されているが、厚生労働省では安全性を審査し、追跡調査中であり、また、健康被害の報告のないことから、回収されず、そのままになっている。不安を一掃するよう早急な対策が望まれる。  
2. 平成13年4月から、改正JAS法の品質表示基準に基づき遺伝子組換え農産物とその加工品(組換えDNA、タンパク質の残る食品)は表示されることとなるが、その安全性や未知の不安等 市民からの問い合わせが出てくると思います。正しい情報等の資料(わかりやすい)をお願いします。(保)
333. 国はいろんな情報をホームページ等で提供しているが現実にホームページを

開くのは、特定の人であり、50代以上の方は、やはり啓発パンフレット等の配布等でしか情報を見ていない。

国民すべてがコンピューター等ハードを持ち、ネットが一般的にならないと現実的ではないと思います。国民すべて IT 時代になるまで啓発パンフレットを作成していく必要があると思います。(保)

374. 遺伝子組換え食品の安全性に関する資料について、積極的に提供して欲しい。  
(消)

386. 保健所においては、今後、関係業者に対する食品衛生法上の表示指導が重要となるが、指導を徹底させるため詳しい資料を早めに提供していただきたい。  
現在、JAS 法による遺伝子組換え食品の表示が先行しており、業者からの相談があるが情報不足である。(保)

397. 市民は遺伝子組換え食品についてよくわからない中での漠然とした不安を持っているように見受けられます。特に食品表示において「この食品は遺伝子組換え作物を使用しておりません」といった食品が（特に豆腐）出回っている中でのマイナス的なイメージをいただいております。国民に対する正確な情報の提供（中立な）と、安全性に対する科学的な根拠の提供を効果的に推進していただきたい。(保)

425. 通知文等で使用する言葉や言いまわしを、わかりやすいものにして下さい。  
(保)

442. 国民への正しい情報提供の手段を検討する時期に来ている。現在、審議会の議事録等が HP で公開されていて、行政としてはたいへん役に立っているが、消費者に分かりやすいかみくだいた内容で情報提供する手段も検討する必要がある。手段としては、HP や冊子等と思われるが、よりタイムリーなタイミングで提供する場合は、HP が良いと思われる。(保)

443. だれにでもわかりやすい文面で資料の提供をお願いします。(保)
448. 市民の関心も高まっており、安全性などについての不安はかなり潜在的に存在しているように感じます。できる限り市民に情報が公開されるようなシステムを作ってほしいと希望します。(消)
451. 平成 13 年 4 月に「厚木市消費生活センター」を開設する予定なので、遺伝子組換え食品を含め、さらに充実した情報提供等をお願いいたします。(消)
467. 最新の情報提供をもう少しスピーディに流してほしいと思います。  
わかりやすく情報を提供してほしいと思います。(保)
478. ホームページの更新をまめにしてほしい。(常設の部分) (保)
490. 当保健所では、日常業務で遺伝子組換え食品についての問い合わせを受けることはほとんどない。昨年度、今年度とも健康推進員等の講習会で、「遺伝子組換え食品について話してほしい」と依頼を受け、資料、講師を捜したが、適当なものが見つけれず、苦慮した。  
依頼としては、「そもそも遺伝子組換え食品とは何か」に始まり、その必要性、安全性を問い合わせるものが多い。素人にもわかりやすい資料は難しいとは思いますが、ぜひほしい。(保)
543. 基本的なデータの一般に対する全面公開を希望する。(保)
544. 冊子やポスターなど作るのならば見ばえのするものにしてください。あまり見てもらえないような冊子やポスターが多い気がします。デザイナーさんの予算にもよるのですが(保)。
549. 医療用具に関し、認可の情報を、品目ごとに広くインターネット等を用いて、消費者に開示し検索できるようにしてほしい。(消)

572. 食品衛生に関する、市民への配布資料は、自治体別に作成しているが、厚生労働省においても独自にわかりやすいパンフレット等を作成し、国民に発すればよいのではないかと思う。(保)
579. 市民は漠然とした不安があるものの、何を聞いたらよいかわからず、相談するまで至らないのが現状だと思われます。具体的に品目や技術についての情報提供が必要であり、特設の相談コーナー等があるとよいと思います。(消)
595. ・消費者に対し、パンフレット、HP、TV 番組、ビデオ等の広報手段を十分に活用して積極的に情報提供を行うとともに、消費者の疑問や不安に対しいつでも相談にのれる窓口や体制を設けるべきである。
- ・同時に保健所等の消費者対応の担当部署ともっと連携を密にするための努力をすべきである。たとえば各業界の最新の動向や国の対応指針などを示し、行政の整合性を図る工夫をしてほしい。
- ・各自治体、保健所が開催する消費者向け学習会、シンポジウム等への出演依頼には、安全確保の制度や姿勢を示す最もよい機会ととらえ、積極的に応じてほしい。(保)
609. 今のところ、バイオテクノロジー応用食品に関する住民からの相談はないが、スターリンクの問題等が発生したことにより、今後はより身近な保健所へも相談が寄せられると思われるので、住民からの相談に応じられるような情報及び資料の提供をお願いしたい。
- また消費者は、バイオテクノロジー応用食品について正確な知識を得たうえで商品を選択できればよいと思うが、そのためにはバイオテクノロジー応用食品に対する表示の方法についても検討してもらいたい。(保)
612. 一般消費者は学術的な説明をしても理解できないことが多いです。感覚で物事をとらえる方が多く、少しでも危険性があるようなことが言われれば、全て危険だと思われてしまいがちです。

極端な言い方をすれば、丁か半かでとらえる方もいます。

遺伝子組換え食品については、一部の食品関係者から問い合わせが2～3あったのみです。

一般消費者向けのパンフレットは、本当にわかりやすいものが必要だと思います。(保)

613. 平成10年度の食品衛生責任者講習会（合計1000名出席）において遺伝子組換え食品のプロフィール、安全審査のあり方等を出席者に対し説明したが、内容がハイテク分野であり、担当する講師自身も詳細に勉強した経緯がなく、出席者に十分な理解をさせることができなかつたように思う。今後の遺伝子組換え食品については、地球レベルでの農業用水の不足、農地の荒廃、その他人口の増加など環境問題を考えるとき、進めていくべき技術であると考えているが、内容が高度なものであり、なかなか住民が理解できないところに漠然とした不安が生じる源がある。そこで、安全性、有用性、住民が自分の意志で選択できる余地があること等を、分かりやすく啓発して行くことが大切であると思う。(保)
623. 遺伝子組換え食品について、業者、消費者からの問い合わせに対応できるよう、具体的で分かりやすい資料、情報を頂きたいと思えます。(保)
651. ・官公庁の情報提供手段としてのホームページの利用は大変有用と思いますが、ホームページを見ることができない環境にない市民や相談窓口がまだ多く、印刷物等での情報提供がおろそかになることのないようお願いします。
- ・遺伝子組換え食品については、従来農林水産省と厚生省の2省庁が関係機関でしたが、縦割り行政の弊害のない連携した情報提供や調査等をお願いします。
  - ・設問19でも回答いたしましたが、一般市民にとって官公庁窓口への問い合わせは垣根が高く利用しづらい面があるようです。誰でも気軽に問い合わせや情報交流のできる窓口の設置を切に望みます。(消)
659. 審議会や国民、マスコミ等が問題として取り上げている話題については、情報を早く提供してほしい。(保)



696. 一般消費者、国民に対し、可能な限り情報公開して行くことが大切かと考えます。(保)

729. ・環境ホルモン問題において、アレルギー性疾患、生殖機能等の調査、研究、それとの関係が深い化学物質についての中間結果を国民に解りやすくとりまとめた資料の提供を積極的に行うべきと考える。

ホームページで広報されているようだが、パソコンの普及等から考え、当面は印刷物、ホームページ、記者発表等、多様な手段で国民に適宜、情報を公開してもらいたい。

・遺伝子組換え食品についても、同様な手法で周知を図ってもらいたい。

(保)

770. 遺伝子組換え食品は食経験のない未知のものであるため、不安に感じられることが多い。厚生労働省としては、遺伝子組換え食品についての目的や姿勢を明確に示すとともに、迅速な対応及び情報提供をお願いしたい。(保)

783. 食品の分野では、農林水産省をはじめ関係省庁を一本化した情報提供が望ましい。

特に JAS 法と食品衛生法の関係は一般市民や営業者に対して説明しづらい。

(保)

#### 厚生労働省そのものに対する要望

7. 設問 17 の回答例のとおりで、安全への疑問が生ずる事例が発生したとき、厚生労働省の見解等俊敏な対応を希望する。(保)

19. 企業よりではなく、あくまでも国民生活を中心に考えた施策展開を進めて欲しい。

公平性というものは、企業と国民を公平に扱うということとは、多少意味が異なると思う。

そもそも企業と一般市民とでは「力」(財力、権力 etc.) 関係が不均衡なので、一般市民が安全で安心な生活を確保するために、公平性を持って臨んでほしい。

(消)

37. 国民が信頼する省になってほしいです。(消)

44. 自国の明確な食品衛生等に関するスタンスを持ち腰をすえて対応すべきである。

国際的にも イエス、ノウをハッキリ主張すべきである。

優柔不断な考え方が国民の不安、不振を一層助長させている。

そのためには最先端の科学技術等を駆使した研究機関や人材の確保も必要と考える。

食糧問題は農水省関連と別と考えること自体が間違いで縄張り意識をなくすべきであり、長期的な視点で対処することを希望する。(保)

64. 政策や法令の策定にあたりパブリックコメントを求めるようにして頂きたい。

(消)

69. 医療、保健、福祉、労働に関わる問題と消費者問題とは密接に関係をもっており、今後各関連機関どうしの情報交換や問題解決の横断的なチームワークが必要とされると考えます。(例えば 介護保険、教育訓練給付制度を悪用した資格商法、遺伝子組換え食品、医薬品に関する苦情等)。

省庁再編を機会に、関連機関横断的な研修や情報交換の場を設けていただきたくお願いいたします。(消)

110. 伊藤整の「第三者の権威」が省にないのが問題だと思います。清濁の全ての情報を公開すること、業界よりでないことが大切。不信からはろくなものしか生まれてきません。(消)

118. 雪印事件のような場合、消費者が不安等混乱が生じる前に早く対応していた

だきたい。(消)

128. 厚生省など関係機関の安全性のテストには問題があり、私達は信用できない。スターリンク、エイズ問題みんな終わってから知らされる。国民を守らなければならない国のシステムが機能していない。(ほんとうの事を知らせない)。(消)

142. 今回のスターリンクに代表されるように国民が知らないうちに食べさせられていることがないように、国際的な情報提供のあり方や輸出入のチェック体制の強化等を検討してほしい。(保)

163. まず、消費者にとってほとんどメリットがない(低アレルゲン食品等を除く)遺伝子組換え食品は、なかなか受け入れられないと考えています。結局、国はアメリカからの外圧のために承認しているように感じます。もっと一般国民の立場に立って物を考えるべきです。厚生労働省も、今のように消極的ではなく、もっと情報を発すべきです。明確な考えを私達、末端機関の職員に示すべきです。また、農水省がいろいろ言っていますが、遺伝子組換え食品の窓口は、厚生労働省1つにすべきです。(保)

208. (旧)厚生省主催の講習会(食品衛生関係)に出席しても、内容が乏しいことが近年目立つ。

内容が平易すぎたり(すでにわかっている)、あるいは専門的すぎて理解できないの、両極端になっている。

ただ、講習会を開催するだけでなく、出席する者のニーズを考えてほしい。東京都周辺の自治体からならともかく、遠方から出席するものから(出席が)バカらしいという意見もでている。

- ・ 講習の通知や、調査依頼でもイージーなミスが多すぎる。(例えば Fax による回答を求めているのに、Fax No がない、2名以内で指示しておいて、記入例には3名ある 等)。(保)

210. 農林水産省との調整（表示に関する事項）を図ってもらいたい。（保）
212. 遺伝子組換え食品は、アメリカ的な考え方ではなく、欧州型の考え方を取るべきであると考えます。  
過去において厚生省は、安全であるという説明しかしてこなかったように思う。（保）
223. 食品衛生監視員の制度の充実  
現在の国立公衆衛生院の研修の定員の増加。（当自治体にも研修に参加できないでいる監視員が多数いますので）（保）
301. 1. 昨年2月に輸入されたトウモロコシにスターリンクが混入されていたが、米国ではスターリンク・コーンは、殺虫性のタンパク質により、人にアレルギーを引き起こす危険性が指摘され、自主回収された、（飼料用のみ認められた）と報告されているが、厚生労働省では安全性を審査し、追跡調査中であり、また、健康被害の報告のないことから、回収されず、そのままになっている。不安を一掃するよう早急な対策が望まれる。
2. 平成13年4月から、改正JAS法の品質表示基準に基づき遺伝子組換え農産物とその加工品（組換えDNA、タンパク質の残る食品）は表示されることとなるが、その安全性や未知の不安等 市民からの問い合わせが出てくると思います。正しい情報等の資料（わかりやすい）をお願いします。（保）
302. 企業や製造者にスタンスをおいた行政になっている。もっと、消費者よりにするべきである。  
スターリンクの事件は、行政の担当者として安全性が認められた物以外は国内に入ってこないし、ちゃんと検査を行っている、従って、表示がない現状でも安全であると消費者に説明してきたが、今後説明に困る。  
スターリンクが混入した食品を使用した企業・食品名は公表すべきだと思います。たとえ、その食品がなくても、アレルギー等がなかったか貴重な資料になるし、国民の安全第一である。（企業の責任を問うべき）

幸いスターリンクは、それほどの副作用がなかったからいいものの、もっとアレルギー作用の強い組換え食品であれば、かなりの被害者がでてたらと思います。

未承認の組換え食品は、絶対に流通しないよう努力すると共に、もし流通してしまったら、全面回収、公表をする等の対応をするべきである。(保)

309. ① 消費者団体、マスコミ等で遺伝子組み換え食品は安全性の面で疑問視され有害性の内容、症状等が報道されているが、これについて、認定されていない食品の実体データ等が不明で明確に反論できない。
- ② 認定されていない遺伝子組換え食品が市場に出回っていないか、偽り不適正表示でないかの行政対応が不明確。検査体制の確立。(保)

313. 消費生活センター窓口には商品テストを要望する相談者が訪れてくるが、自治体レベルでのテストは、資金、人材面で難しい。
- 国レベルでテストを受けてくれるルートが欲しい、また経費は国全額負担でお願いしたい。(消)

322. 厚生労働省は遺伝子組換え食品について安全性を審査する立場であるらしいが、今まで過去何十年も“人”自分達が食してみても、安全と認めたことなのではないでしょうか？

ただ顕微鏡での DNA 操作で、マウス実験も不十分、他の植物への影響など、どれをとっても安全とは言えないもので、社会に認められるものではない。

どういう目的で認可されたのか、当初の目的が守られているのか、アレルギーの人の為によい食品という話も、実際反応がでてしまい、なにも消費者にメリットがなく、ただ、アメリカの言いなりになっているとしか思えない。

設問 19 の経験もあるせいか、よけいに不信感が強い。表示にしても、サラダ油、しょう油など表示不要とは検査しても検出できないなどとあるが、そうではない。

全てのものに表示するのもあたり前ではないか。

食べ物については輸入品と深く係わる日本の場合、安全性は厚生労働省、表示

は農林水産省と、定義するのも良いが、一連について一つの省で行う方がわかりやすい矛盾のない計画を進めることができるように思う（質問する場合、うちではないと、タライ回しにされることがない）。

二つの省で行うと責任転嫁するのではないだろうか。（消）

331. 過去の公害問題や薬害に対する同省の極めておそまつな対策や対応を反省し、今後の信用回復に努めること。

現在のままでは、同省の行政施策を信用する国民はいない。（消）

336. 保健所で勤務している食品監視員の目には、消費者は、遺伝子組換え食品に対し漠然とした不安はあるものの、積極的に聞いてみよう、調べてみようとはしていないように思えます。

保健所としては、もう少し、消費者への情報提供を積極的にするべきでしょうが、物的、人的資源が不足しており十分にできていないのが現状です。地域保険法施行以来、保健所の統廃合が進められ、人員削減により一人に課せられる業務は増加し、兼務すべき仕事が増え、食品衛生を専任でやっている食品衛生監視員は10年前からすると半減していると感じます。

このような中で、消費者に適正に情報を提供する場としての役割を保健所が果たすことはむつかしく、保健所のあるべき姿を国としても何に重点を置いていくのか、検討して頂きたいと思います。（保）

349. 遺伝子組換え食品についてデメリットや問題点も説明する必要があるのではないか。（保）

354. 一部専門家等有識者の意見のみにより規制を決めていくだけではなく、第一線で指導に当たる行政担当者の意見も取り込み、指導行政が円滑かつ有効なものとして効果を発揮し得るような規制をすべきであると期待しています。（保）

390. 食品製造加工技術の急速な発達、食品流通の国際化の急速な進展の中での食品安全確保に大変なご努力をされておられることに対し頭が下がる思いです。

最新情報についても、迅速な提供を受けており、今後もよろしくお願いたしたいと考えております。(保)

476. 全世界的に新しい情報を常に収集し、それに即対応できる体制を作っていくべきである。(その際、「安全性」を第一に考え、貿易にからむ諸問題はぬきに考えるべきである)(保)

522. 遺伝子組換え食品の安全性が問題になっているという面もあると思われるが、安全であるとの考え方に基づいてのアンケートと感じられた。(要望ではなく申し訳ありません)

スターリンクコーンの問題もあり検査体制についてしっかりして欲しい。

表示の施行についても旧農水省と旧厚生省と対応が異なるのはおかしいと思われるが、統一して欲しい。(農水省は H13.4.1～、厚生省は H13 年度中と聞いていますが(道立消費センターより)。(消)

535. 市民の食品に対する不安を解消するための研究を、一層すすめてほしい(遺伝子組換え食品や内分泌かく乱物質など)。(保)

548. ・ここに書くべきことなのかどうかは分かりませんが……。一般市民は自分たちの不安や要望をどのようにしたら国のレベルにまで伝えられるのかがわかりません。また、地方自治体職員である私たちもその橋渡しをどうしたらよいかはわかりません。(勉強不足ですが…) ですから国が国民の声を本当に聞こうと思うなら、それなりのラインの整備が必要なのでは……と常々思うのですが……。

また インターネットの活用もそれなりに必要ですが、そこから生じる情報格差の事も常に考えるべきです。

・諸外国からの輸入(食)品に」に対する検査体制の充実を望みます。(消)

581. 外国の認証検査機関において不可の材料や食品について、日本にても即行実施し、国民にその調査結果を発表すべきなので、要望します。(原文のまま)(消)

595. ・消費者に対し、パンフレット、HP、TV 番組、ビデオ等の広報手段を十分に活用して積極的に情報提供を行うとともに、消費者の疑問や不安に対しいつでも相談にのれる窓口や体制を設けるべきである。
- ・同時に保健所等の消費者対応の担当部署ともっと連携を密にするための努力をすべきである。たとえば各業界の最新の動向や国の対応指針などを示し、行政の整合性を図る工夫をしてほしい。
  - ・各自治体、保健所が開催する消費者向け学習会、シンポジウム等への出演依頼には、安全確保の制度や姿勢を示す最もよい機会ととらえ、積極的に応じてほしい。(保)
624. 日本の最高の英知をもって判断したことが、社会に受け入れられない、このようなことがなぜ起きるのか徹底的な検討が必要と思いますが。
651. ・官公庁の情報提供手段としてのホームページの利用は大変有用と思いますが、ホームページを見ることができない環境にない市民や相談窓口がまだ多く、印刷物等での情報提供がおろそかになることのないようお願いします。
- ・遺伝子組換え食品については、従来農林水産省と厚生省の2省庁が関係機関でしたが、縦割り行政の弊害のない連携した情報提供や調査等をお願いします。
  - ・設問 19 でも回答いたしましたが、一般市民にとって官公庁窓口への問い合わせは垣根が高く利用しづらい面があるようです。誰でも気軽に問い合わせや情報交流のできる窓口の設置を切に望みます。(消)
668. ・情報をすばやく提供するように要望する。
- ・スターリンクの問題のように対策が後手にならないように情報をすばやく入手した段階で、検査体制等を積極的に推進すべきである。
- 従来から、対応については遅れていると認識している。国民のために仕事をなすべきだ。(保)
679. ・食品添加物、残留農薬等でも判るとおり、本当に興味を持っている人は1%



もない。

- ・極論に走る人、乗せられるマスコミ（マスコミ記者の不勉強）→社会不安
- ・多くはクローンも組換えも、バイオテクノロジーとして同一視している。
- ・多くの人は、国が食の安全確保をきちんとやってくれていると思っている。  
規制緩和などと言っていると、国民は裏切りと感じるはず。食の安全確保のために、どんな施策・規制が行われているか宣伝しなければいけない。

その他

- ・福祉と一緒にしてからか、保健所が弱くなった。業者を厳しくしかれないような状況があたりまえになって来た。(保)

683. 1. その場限りの「場当たり行政」が多すぎる。  
2. 農水省ともっと連携を取ってほしい。  
3. 検査確認機関が全く少なすぎる。  
4. 安易に安全性を宣言しない方がよいのでは？  
5. 食糧確保の基本的戦略が見えない。(保)

783. 食品の分野では、農林水産省をはじめ関係省庁を一本化した情報提供が望ましい。

特に JAS 法と食品衛生法の関係は一般市民や営業者に対して説明しづらい。  
(保)

#### 表示に関するコメント

11. 新しい食品が開発されてから、食卓にのぼるまでには何年もかかるのが普通だったのが、この作物に関しては、早すぎると思う。

私たちにできる事は、選べる事 そのためにも完全な表示を要望します。(消)

235. ・ 表示制度をできるだけ早く実現させること。(規則改正等)  
・ GMO 食品の検査法に関すること。

行政検査機関で検査ができない。

プライマーの問題等。(保)

325. 遺伝子組換え食品を原料として使ったものが最終的に残らない場合でも表示してほしい (消)
332. 表示についてはもっと積極的に進めて欲しいと思います。  
与えられた安全ではなく、住民自らが選択した安全であるべきだと思います。  
農林関係よりも頑張ってもらってほしいと思います。(保)
361. 「遺伝子組換え食品」については厚生省も農林水産省も当初「表示の必要性はない」と明言していたことから、その動向に大変注目しています。(保)
396. 食品表示について、食品衛生法や JAS 等複数があり、各々根拠法令があるわけですが、消費者の立場からすれば一本化された法が理解しやすいと考えます。(保)
565. 表示については、農林水産省と整合性を図り、表示にかかる語句についても、重複又は2重にならないよう表現を統一してほしい。 ex. 名称⇔品名 (保)
575. 食品の表示は、食品衛生法、JAS、その他様々な規制が複雑にまたがることから製造業者からの照会に対して十分な情報提供ができない。そのため統一した基準を作成するか、情報提供窓口を一つにして頂きたい。(保)
609. 今のところ、バイオテクノロジー応用食品に関する住民からの相談はないが、スターリンクの問題等が発生したことにより、今後はより身近な保健所へも相談が寄せられると思われるので、住民からの相談に応じられるような情報及び資料の提供をお願いしたい。  
また消費者は、バイオテクノロジー応用食品について正確な知識を得たうえで商品を選択できればよいと思うが、そのためにはバイオテクノロジー応用食品に対する表示の方法についても検討してもらいたい。(保)

656. 表示については、消費者に分かりやすい表現をとるよう工夫していただきたい。例えば、遺伝子組換え食品の表示については、食品衛生調査会表示部会の報告書によれば、①「遺伝子組換え食品」である旨（義務表示）、②「遺伝子組換え不分別」である旨（義務表示）、③「非遺伝子組換え食品」である旨（任意表示）、とされている。しかし、遺伝子組換え食品の安全性に不安をいただいている消費者にとっては、「非遺伝子組換え食品」の表示があることが望ましい。それが任意表示ということでは、表示がないことが、非遺伝子組換え食品であるためなのか、過失によるものなのか、あるいは表示義務の対象とならない食品であるためなのかが判断できないことになる。少なくとも、表示がないことが何を意味するのかを確信を持って判断することができないのではなからうか。したがって、「非遺伝子組換え食品」である旨の表示こそ義務表示とすべきである。

また、「遺伝子組換え不分別」という表現は、意味が分かりづらい。すなわち、分別生産流通管理が行われていないため遺伝子組換え食品が含まれているかどうかを確認できていないという意味で不分別なのか、非遺伝子組換え食品と遺伝子組換え食品とが分別できていない（混じっている）という意味で不分別なのかが明確ではない。前者の意味であれば、遺伝子組換え食品は含まれていない可能性もあると考えることができるが、後者の意味では必ず混入しているという理解になる。このように、「遺伝子組換え不分別」という表現は、受け手にとって理解が一様にならないため、かえって混乱を生じさせるものとする。むしろ、「遺伝子組換え食品が含まれている可能性があります。」と表示をした法が消費者には分かりやすいものとする。

将来的には「非遺伝子組換え食品」である旨、「遺伝子組換え食品」である旨、「遺伝子組換え食品が一部含まれている、或いはその可能性がある食品」である旨、義務表示されることが消費者にとって分かりやすい表示であるとする。

消費者の選択に際し、遺伝子組換えのみならず食品の基本的性質、性状に係る事項はすべて義務表示とされるのが消費者にとって有益な表示とする。

（保）

707. 遺伝子組換え食品のための表示の文言は、一般消費者がわかりやすい表現をと

ってもらいたい。(保)

775. 遺伝子組換え食品の表示が平成 13 年 4 月 1 日から義務化されると言われているが、法的な整備（省令、政令の改正）が今の時点でもされていない。  
食品衛生の最前線では、業者や消費者に対して説明する場合に法整備がされていることを説明できない。もっと時間に余裕をもって対応されたい（原文のまま）。(保)

#### 安全性、リスク評価等に関するコメント

72. 本当に安全であるか否かは長期間経過しなければわからないと思うが、どのレベルで安全であるのか、想定されるリスクについても明らかにする必要があると思います。(保)
127. 遺伝子組換え食品は、食べたくない。(消)
145. 一般市民には「遺伝子組換え食品」がそもそも危険であるという認識がある。安全性の評価については極めて慎重な作業が必要であると思います。(保)
449. 個人的な意見としては「遺伝子組換え食品」は市場に出ないのがいいと思います。いくら安全だと言われても信用できないと思います。(消)
454. スターリンクの混入事件は、消費者に大きな不安と遺伝子組換え作物がもつ他の作物への影響を改めて知りました。  
行政側の立場では、安全性確認のための基準と分析方法を急ぐ必要を感じています。(保)
463. 安全性の科学的根拠は市民が抱いている不安を 100%網羅することはできないし、厚生労働省も予想外の事故がおきても対応できないという不安も市民は抱いているので、これらをカバーする対応が必要である。(保)